

答 申 書

令和8年2月6日

行田市国民健康保険運営協議会

令和8年2月6日

行田市長 行田邦子 様

行田市国民健康保険運営協議会
会長 長島善江

行田市国民健康保険税の税率等について（答申）

令和7年8月8日付行健第985号及び令和7年10月8日付行健第1475号をもって諮問を受けた標記について、当協議会において慎重に審議した結果、別紙のと通りの結論に達しましたので、ここに答申します。

答 申 書

今般の「行田市国民健康保険税の税率等について」は、令和8年度までに法定外繰入を解消するため、令和9年度の標準保険税率（見込み）等を参考に被保険者の負担に配慮した上で改正案が提示されたものであります。

医療給付費分及び後期高齢者支援金等分については、令和9年度の標準保険税率（見込み）に近づけるため、所得割の税率と均等割の税額を引き上げるものです。

賦課限度額の改正案については、令和7年度の税制改正を踏まえたものであり、医療給付費分及び後期高齢者支援金等分を引き上げ、法定限度額と同額とするものです。

令和8年度から創設される子ども・子育て支援納付金分については、令和7年11月に埼玉県が試算した本市の標準保険税率等を参酌した税率等とするものです。

これらについて、当運営協議会において検討審議した結果、その内容は、行田市の「国民健康保険税改定に係る基本方針」及び関係法令の改正等に沿ったものであることから、以下のように答申します。

- 1 行田市国民健康保険税の令和8年度における税率等については、以下のとおりとすることが適当です。

課税区分		現行	改正後
医療給付費分	所得割	7.6%	7.8%
	均等割	36,000円	42,000円
後期高齢者支援金等分	所得割	2.6%	2.9%
	均等割	14,500円	15,000円
介護納付金分	所得割	2.5%	現行と同じ
	均等割	15,000円	現行と同じ
子ども・子育て支援納付金分（新設）	所得割		0.3%
	均等割		1,600円
	18歳以上均等割		100円

2 令和8年度における行田市国民健康保険税賦課限度額については、以下のとおりとすることが適当です。

また、令和8年度から創設される子ども子育て支援金分に係る賦課限度額については、政令において規定される限度額を参酌して定めることが適当です。

【賦課限度額】

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	計
現行	650,000円	240,000円	170,000円	1,060,000円
改正後	660,000円	260,000円	現行と同じ	1,090,000円
差	10,000円	20,000円	0円	30,000円

3 令和8年度から創設される子ども・子育て支援納付金分について、現行の国民健康保険税と同様に低所得者に対する軽減措置を講じることが適当です。また、子ども・子育て支援金制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、18歳未満被保険者に対する軽減措置を講じることが適当です。

・低所得者に対する軽減措置

法令により定められた所得基準を下回る世帯については、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の7割、5割又は2割を減額する。

・18歳未満被保険者に対する軽減措置

18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援金分の均等割額は、その全額を減額する。